

北九州市マタニティマーク入りストラップ無償提供広告事業者募集要項

北九州市では、妊娠中の方に対して、交通機関等を利用する際に身につけていただくことで周囲が妊婦への配慮ができるように、母子健康手帳交付時に「マタニティマーク入りストラップ」（以下「マタニティストラップ」という。）を配布しています。

このマタニティストラップ配布の趣旨に賛同し、マタニティストラップを無償で提供していただける広告代理店を募集します。あわせて、妊産婦の生活の利便性向上や育児支援に繋がる物品（マタニティバッグや母子健康手帳カバー等）の追加提案も任意で受け付けます。

北九州市は、ご提供いただいたマタニティストラップ及び追加の提供物品（任意）と併せて、事業者が作成した広告物を妊娠中の方に配布いたします。

募集に参加される方は、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 募集物件

別紙「北九州市マタニティマーク入りストラップ無償提供広告事業仕様書」のとおり

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす場合に応募することができます。

- （１）北九州市の物品等有資格者名簿の登録者（取扱品目：広告代理業）であること。
- （２）広告代理業の取扱業者として、２年以上の実績を有している者であること。
- （３）北九州市税や事業所所在地の市町村に税の滞納がないこと。
- （４）暴力団又はその他暴力的団体の構成員でないこと、また暴力団関係者として入札等除外措置を受けていないこと。
- （５）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- （６）北九州市が実施した広告事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから２年を経過しない者でないこと。

3 実施方法等

（１）実施概要

事業者は、市にマタニティストラップを無償提供し、市は、事業者が作成した広告物を、母子健康手帳の交付時等に配布する。また、事業者から妊産婦の利便性や支援に資する追加の提供物品の提案（任意）がある場合は、市と協議の上、これを配布の対象に加えることができる。

（２）無償提供していただくもの

- ①【必須】 こども家庭庁が指定したマタニティマーク入りストラップ6,500個

マタニティマークの詳細については、こども家庭庁のホームページをご参照ください。

- ・サイズ：直径50mm程度、厚さ5mm程度
- ・材質等：妊娠期間中に使用可能な耐水性、かつ安全性のあるもの
- ・付属品：ゴムストラップ（80mm程度）

※マタニティストラップそのものには、広告を掲載できません。

※マタニティストラップが落下しないように袋で包装してください。

- ②【任意】その他、本事業の趣旨に賛同し、無償提供を希望する物品
（例：マタニティバッグ、母子健康手帳カバー等）

※配布の可否については、市がその内容を検討し決定します。

（３）市が事業者から提供を受けて配布する広告物

- ・母子健康手帳交付時等に配布
- ・内容物：妊婦、乳幼児用商品のチラシ、商品サンプル等

※内容物が落下しないように包装してください。

（４）広告の条件等

- ①「北九州市広告掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」を遵守してください。

- ②広告は「妊娠」、「子育て」など母子保健に関連するもののみです。

以下については、今回の広告掲載が不適当な内容、業種とします。

- ・妊婦やその家族に不安や嫌悪感を与える内容のもの
- ・妊娠、出産の経過や胎児、乳児、幼児の成長発達に誤解を生じる内容のもの
- ・病院、診療所、助産所、墓地、霊園、葬儀場

- ③広告の内容については、本市と十分協議を行い、市の了承を得てください。また、配布の２週間前までに見本を提出してください。

- ④第三者に広告の権利を譲渡又は転貸することはできません。

- ⑤広告における全ての行為については、本市の指示に従ってください。

（５）維持管理責任

- ①事業者は広告に関する一切の責任を負うものとします。

- ②事業開始後に、広告物の配布ができなくなった場合（広告掲載基準に抵触するようになった場合等）においても、マタニティストラップの返却はいたしません。

（６）協議

その他定めのない事項については、本市と事業者が協議して決定します。

4 応募申込手続

（１）受付期間

令和８年８月３日（月）～令和８年８月２０日（木）（郵送の場合は必着）

８時３０分～１２時、１３時～１７時１５分

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

（２）受付場所

北九州市小倉北区城内１番１号（北九州市役所本庁舎１１階）

北九州市子ども家庭局子育て支援課（担当：鈴木・野津）

（３）提出物

①申込書（所定様式）

②提案書（所定様式）

③市税に係る納税証明（北九州市や事業所所在地の市町村に税の滞納がないことの証明）

④サンプル(マタニティストラップ、広告物、追加の提供物品の提案がある場合は当該物品)

⑤役員名簿（氏名（ふりがな）、性別、生年月日記載のもの）

（４）申込みの手続き

受付期間内に提出物を受付場所に持参若しくは郵送（必着）してください。

（ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

5 質疑書の提出及び回答

応募に際して質問等がある場合は、質疑書による確認をすることができます。

（１）受付期間

令和８年８月４日（火）～令和８年８月１７日（月）（郵送の場合は必着）

８時３０分～１２時、１３時～１７時１５分

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

（２）提出方法

質疑書（所定様式）により、持参、郵送（必着）、ファックス、インターネットにて上記受付期間内に提出してください。

（３）提出先

北九州市小倉北区内１番１号（北九州市役所本庁舎１１階）

北九州市子ども家庭局子育て支援課（担当：鈴木・野津）

ファックス：０９３－５８２－５１４５

E-mail： kod-kosodate@city.kitakyushu.lg.jp

（４）質疑書への回答日

令和８年８月１９日（水）

（５）回答方法

回答日に、北九州市ホームページの「広告事業者の募集」のページに回答を掲載します。

6 申込書の審査

期間内に提出された申込書の内容審査を行い、審査結果を通知します。

（１）申込書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

①北九州市が設定した条件に満たないもの。

②応募資格がない者が申し込みしたもの。

- ③指定の日時まで提出しなかったもの。
- ④応募資格者の署名又は記名押印がないもの。
- ⑤北九州市所定の申込書を用いないで申し込みしたもの。
- ⑥応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑦申込書の審査に関し不正な行為を行った者が提案したもの。
- ⑧その他申し込みに関する条件に違反したもの。

(2) 事業者の決定

事業者の決定は、提出された書類等に基づき、ストラップの品質や広告物の内容その他の事項により総合的に審査し決定します。

(3) 応募者の見なし無効

事業者決定までに、応募者が暴力団等関係者との関わりによって入札等除外措置を受けたときは、応募資格を有しない者の申込みと見なし無効とします。

(4) 審査結果の連絡

審査結果については、令和8年9月中旬（予定）頃までに各応募者へ郵送で通知します。

7 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに手続きをしなかった場合。
- (2) 事業者が、北九州市の物品等供給契約関係規程により応募者の資格を失った場合。
- (3) その他事業者が、本件の相手方として不相当と認められる場合。
- (4) 事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員、および暴力団員と社会的に非難される関係にある者の場合。

8 その他

手続きに関する一切の費用については、事業者の負担となります。

申込書兼企画提案書および質疑内容については、情報公開条例に基づき公開される場合があります。

本事業に関する問い合わせ

北九州市子ども家庭局子育て支援課（担当：鈴木・野津） 所在地：北九州市小倉北区城内1番1号 TEL：（093）582-2082 FAX：（093）582-5145

広告事業全般に関する問い合わせ

北九州市市政変革推進室（担当：柳井・山田） 所在地：北九州市小倉北区城内1番1号 TEL：（093）582-2160 FAX：（093）582-2070
--